

災害時におけるペット等の避難に関する協定

野々市市（以下「甲」という。）と株式会社S U - B E E（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設を災害時において、避難者とペットと一緒に生活できる避難施設（以下「ペット等避難施設」）として使用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が管理する施設をペット等避難施設として開放し、避難者及びペットを受け入れることなどに関し、必要な事項を定め、市民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を甲の要請によりペット等避難施設として使用させるものとする。

- (1) 施設名称 D. E. ドッグラウンジ
- (2) 所在地 野々市市粟田6丁目377番地

（施設使用の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、施設を使用する必要があると判断した場合は、乙に対して、施設の使用について文書又は口頭（電話連絡を含む。）により要請する。

2 乙は、甲から施設使用の要請があったときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ペット及び飼い主の施設への収容
- (2) その他市長が必要と認めること

（費用経費の負担）

第5条 施設をペット等避難施設として使用したことにより生じた費用については、乙が全額負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、実費相当額を甲が負担する。

2 施設使用後の原状回復に要する費用については、甲が負担する。

（費用経費の決定）

第6条 前条の規定による費用については、甲乙協議して決定する。

（使用期間）

第7条 施設の使用期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議して決定する。

(連絡担当者)

第8条 甲及び乙は、災害時に迅速に対応するため、あらかじめ連絡担当者を定めるものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議して支援する内容を決定するものとする。

(変更及び解除)

第10条 甲又は乙は、この協定の内容の変更又は解除をしようとするときは、変更し、又は解除しようとする1か月前までに、文書により通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月27日

甲 野々市市三納1丁目1番地
野々市市
野々市市長

乙 金沢市玉川町9番15号
株式会社SU-BEE
代表取締役社長